

玉里島津家の家政改革

『御変革一巻』を中心に――

新 福 大 健

一 はじめに

二 家政改革の着手と顧問制度の創設

三 『御変革一巻』と家政改革

四 玉里島津家と島津本家の財務内容の比較

五 その後の玉里島津家の家政

二 はじめに

玉里島津家は、明治四年（一八七一）に朝廷の特旨を以て島津久光⁽¹⁾が立てた家である。久光は幕末の薩摩藩政を主導し、幕末期における薩摩藩の活動を支えた立役者の一人であった。そのため島津本家に与えられた賞典録十万石の半分を以て新たに家が立てられたものである。

久光は明治六年に内閣顧問、翌年左大臣に就任したものの、その意志が政府に受け入れられなかつたため、同八年に辞職し翌年には鹿児島へ帰郷した。明治十七年に華族制度が創設されると、久光は島津本家の忠義とともに最高位の公爵に叙せられた。

二 家政改革の着手と顧問制度の創設

久光が明治二十年に亡くなり、七男忠済が二代目当主となつて、継承直後の明治二一年に玉里島津家の家政改革を行つてゐる。

本稿は、当主就任直後の忠済による家政改革、そして玉里島津家と島津本家の家政の比較を財務面を中心考察したい。

島津忠済（一八五五～一九一五年）は、玉里島津家第二代当主である。初名は真之助、のち久済、明治十七年に忠済と名乗つた。この年に久光の後継者として正式に定められたことによる改名であつた。⁽³⁾

久光は明治二十年十二月六日に玉里邸において、七十歳で没した。久光は幕末の政局を主導した人物の一人であり、明治初期に左大臣を勤めたこともあり同月十八日に国葬の礼を以て葬られた。それに伴う諸儀式

を忠済は二一年一月までに執り行つた。

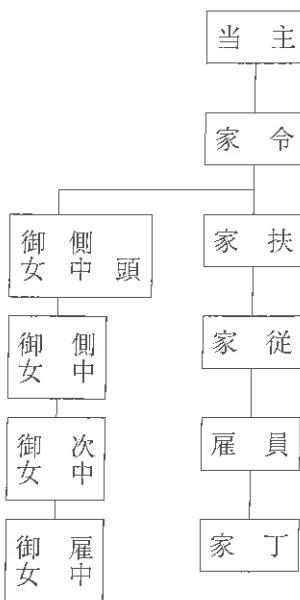
久光の死後、玉里島津家では国葬までの短期間に出棺に伴う準備をえなくてはならなかつた。玉里邸の正門は北側の長屋門であつたが、出棺に伴い黒門を建設した。また黒門から伊敷の国道まで、約七百メートルの直進する道路を建設した。そのためこの道路はのちに「国葬道路」と通称されることになつた。この道路建設と道路用地を鹿児島市に寄付したことで、明治二一年六月に忠済は鹿児島市から木杯を受領している。

（一）家政のしくみ

玉里島津家の家政は、他の大名家と同様に「表」と「裏」に分けられ

ていた。表方を含めた家政全般の統括が家令の職掌であり、裏方は御側女中頭が統括していた。家政のしくみを図示すると次のようになる。

【図一】家政の組織図



(二) 顧問の設置

玉里島津家資料^④の中には、明治二一年六月一四日付の島津忠済から松方正義、川村純義への玉里島津家の顧問就任依頼の草稿が残されている。【史料一】

拙者儀家督相續ニ付テハ家政上ハ勿論其他官辺等ニ對シ内外共ニ心配致居候就而ハ御多忙中トハ察居候へ共當家顧問ニ御依頼致度候付万端宣布御心添給度豫而相願置候也

明治二十一年六月十四日

島津忠済 御印

川村純義殿

松方正義

松方正義（一八三五～一九一四年）は幕末期は久光の側近として活躍し、明治政府では大蔵官僚として財政畠を歩んだ人物である。紙幣整理やインフレーション抑制などの松方財政を展開した。川村純義

（一八三六～一九〇四年）は長崎海軍伝習所で学んだ後に戊辰戦争で活

躍し、明治初頭の日本海軍建設に尽力した人物である。明治天皇の信任も非常に厚く、のち裕仁親王（昭和天皇）の養育掛を勤めている。

『島津忠済公年譜』（以下『年譜』）によると、明治二一年四月二八日に忠済は鹿児島を出発し、五月八日に東京へ到着している。当時松方は大蔵大臣、川村は海軍卿を退いたのち四月に枢密顧問官に就任したばかりであった。旧薩摩藩出身者で、政界や軍に大きな影響力を持つ人物を顧問とすることで、家政運営を円滑に進めようとしたものと考えられる。

『年譜』によると六月十四日に松方、川村両名が顧問に就任していることから、事前に玉里島津家から内々に顧問就任を打診し、六月十四日に正式な顧問就任の要請と受諾が実現したものとみられる。

顧問制度は島津本家では明治一七年頃から始まるため、玉里島津家は本家に近い時期に導入したことが分かる。^⑤

またその後、島津本家と同様に玉里島津家でも顧問とは別に「相談役」も置かれており、相談役は顧問に準じる立場と考えられる。

『年譜』に登場する、忠済時代の顧問、相談役は【表一】の通りである。



写真 『島津忠済公年譜』

【表一】玉里島津家の顧問・相談役⁽⁶⁾

顧問氏名	就任年	相談役氏名	就任年
松方 正義	明治二二	河島 醇	明治三十
川村 純義	同右	園田 実徳	同右
松方 正義	明治四一		
奈良原 繁	同右		
伊瀬知 好成	同右		

このうち奈良原繁（一八三四～一九一八年）は久光の側近で、西南戦争前後には玉里島津家の家令であった。その後政府に出仕し静岡県知事等歴任し、明治一七年には日本鉄道会社社長、同二五年から顧問就任直前の四一年四月まで沖縄県知事であった。伊瀬知好成（一八四八～一九二二年）は顧問就任当時は陸軍中将、第六師団長であった。

河島醇（一八四七～一九一一年）は明治初期には外交官として活躍し、その後大蔵官僚、辞職後は衆議院議員鹿児島四区から立候補し、政治家としても活躍した。明治三十年の相談役就任の頃は日本勸業銀行の初代総裁であった。園田実徳（一八四九～一九一七年）は明治五年に開拓使に出仕した後、北海道運輸会社、北海道炭坑鉄道会社の経営に携わるなど主に北海道の実業界で活躍した人物であった。
このことから主に顧問は政界、相談役は財界、実業界との関係から意見を受けるため就任を依頼したものと考えられる⁽⁷⁾。

三 『御変革一巻』と家政改革

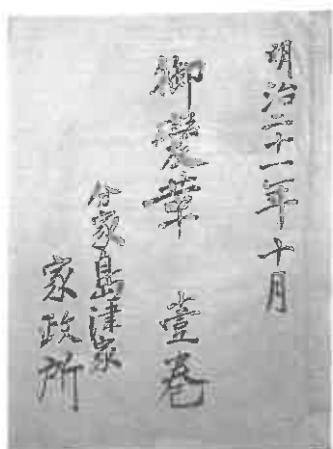


写真2 『御変革一巻』

（二）家政改革の本格化
玉里島津家資料には「御変革一巻」と題された簿冊がある。その冒頭には以下の文が記載されている。

【史料二】

正五位様深 思召之訖被為在今般別紙

御書取ヲ以テ被仰達從前御家政總テ被相廢候條各
御趣意之程厚奉汲受聊心得違無之様有之度候事

御分家島津家

明治廿一年十月十日 家令 椎原國幹⁽⁸⁾

これによると、正五位様つまり忠濟が従来の家政を全面的に改めるため、玉里島津家の職員一同がその旨を理解するように、と述べている。これに続いて以下の記述がある。

【史料三】

御書取之写

昨年 先公薨去以來統て拙者工家督被仰付公爵ノ位地ヲ汚シ加之位階正三位三進メラレ重疊ノ

天恩畢竟先公ノ御遺徳ニ出タル者ニシテ実ニ恐縮ニ不堪處也因テ不肖

モ不顧 先公ノ御遺志ヲ奉体シ

聖恩ノ万分ヲモ奉酬セント素ヨリ拙者ノ精神ニハ候得共何事モ本立

テ道生スルノ理ニ免カレス兎角一家ノ基礎相立会計充実ナラサレハ充

分素志相貫候儀無覚束故ニ往ヲ以テ來ヲ熟考スレハ家政改良相加ヘ一

向節儉スル外道ナク存候然ニ家政変革ノ如ハ素ヨリ好マシカラスト雖

モ前顯重大ノ件ヲ以テ其軽重ヲ量ル時ハ到底等閑ニ附シ難キニヨリ不

得止今般從来ノ家政相廢シ候條各其意ヲ篤ク汲取候様致度偏ニ冀望候

事

明治廿一年十月十日 御名

これから読み取れることは、家政を運営するためには会計、つまり財務内容の充実が必要であるとの認識である。そして財務内容充実のためには経費の削減が不可避との認識である。

また忠済はこれに先立ち事務取扱規則を制定している。この前文は以下の通りである。

【史料四】

今般家政向之儀家範ヲ以テ悉皆決定致シ置候得共 御本家ノ御都合

ニ因リ追テ御家範御治定ノ賦ニ付当家ニ於テハ兎角 御本家ノ御例ニ
準拠スルノ外ナク依テ家範決行迄ノ間仮ニ事務取扱規則相設家政取扱
為致候事⁽⁹⁾

明治廿一年九月 御名御印

前文では、本来は本家が制定する家範に基づくべきだが、現在のところ未だ本家が家範を制定していないため、玉里島津家ではそれまでの間は事務取扱規則を制定し家政を運営することにした、と述べている。

(二) 職員の任免

『御変革一巻』によると、家政改革上、不可避であつた人員整理は次の手順で行われた。

【史料五】

十月九日御家令ヨリ任職一統江口頭ヲ以テ明十日御達之儀有之候條
午前第九時出邸可致旨ヲ達セラレタリ

十月十日任職一統出邸之上執事方ニ於テ御家令ヨリ之御達並從前之
御家政向總テ被相廢候御趣意之

御書取等拝見被仰付候末旧御家令椎原國幹ヲ被召御書院ニ於テ 御

手自更ニ家令委託之辞令御授与相成復席之上旧任職江御家令口頭ニテ
暫時扣居候様達セラレタルニヨリ一同別席ニ扣居タリ次ニ御家令ヨリ
執事方ニ於テ新納時江御家扶選任之辞令授与アリ又御家令月俸辞令ハ
御家扶御取次ヲ以テ御授与相成聽テ御再擇相成ルベキ人名ヲ示サレ各
同所ニ於テ御家令ヨリ辞令授与相成候

これによると十月九日に翌日九時から発表があるため玉里邸へ出勤するよう、達しがなされている。おそらくは人員整理の通告がある旨、内々に伝えられたものと考えられる。

十月十日はまず家令椎原國幹が、從来の家政を廃止する旨が書かれた忠済の指示書を読んだ後、改めて忠済が椎原を家令に委託している。ここで注目すべきは「旧御家令椎原國幹ヲ被召御書院ニ於テ 御手自更ニ
家令委託之辭令御授与相成」の箇所である。つまり家令であった椎原國幹も「旧御家令」と記されており、一度は失職した上で改めて採用されたことが分かる。職員の中から失職するものを選ぶのではなく、全員を一度は失職させた上で新職員を改めて採用するという形式は、久光から

忠濟への代替わりを印象づけたと考えられる。

その後、家令から家扶の辞令が交付され、家扶により家令の月俸の辞令が渡されている。そして家令により、旧職員から再度採用する職員を発表する手順が踏まれている。

(三) 職員整理の実態

実際に再任、失職した職員はどのような人たちであったのだろうか。

鹿児島の外に東京の三年町邸に勤める職員も含めて、再任された職員は表と裏を合わせて六三名、失職した職員は三七名である。つまり改革前の玉里島津家には、百名の職員が仕えていたことが分かる。

失職した職員は表方が、家扶二名、家従六名、雇一名、家丁二名、門番一名、小仕や庭方などの卒が一七名、その他二名の計三十一名。裏方が桐印⁽¹⁰⁾御次女中が一名、番人が三名の計四名であった。また別に東京の桜田邸の小仕が二名で、総計三七名である。家扶、家従という主要な職員からも失職者が出ていていることが分かり、全面的な職員整理であったことを読み取ることができる。

忠濟が職員の三分の一強を解雇したことは、職員にとって大きな衝撃であつたことは想像に難くない。家政改革に懸ける忠濟の、並々ならぬ強い決意が伝わってくる。

さらにその失職した職員の内訳には、「等家従の「桜井盛正」なる人物が含まれている。久光の側室で忠濟の生母であった武良子は、「桜井玄淨盛命女」とされているが、その家族や誕生地など詳細は不明である。同じ桜井姓であるからと言つて、血縁者であるとは俄には断定できない。しかし玉里島津家資料の『大正九年度 東京往復録』の五月一七日付で、忠濟生母・武良子の十年忌の記述がある。それに続けて

追伸 右ニ付桜井盛正へハ白餅一重前以テ御遣御取計相成度此段申添候也

の記載がある。このことから桜井盛正は単なる一職員ではなく、武良子と縁戚のあつた人物と考えられる。自分の実母と縁戚ある人物をも解職していることからも、忠濟の家政改革に対する意気込みを実感できる。

(四) 事務取扱規則の内容

事務取扱規則⁽¹¹⁾は、全二九条で家政運営上の事務手続について規定をしている。

その中で最初に規定されている内容は、家政の概要である。まず第二条で以下のように定義している。

【史料六】

第一条 一家ノ事務取扱所ヲ家政所ト称シ庶務会計ノ二科ヲ分置シ百般ノ事務ヲ施行ス

第二条 庶務会計各主任ヲ立テ責任ヲ定一科内諸係ヲ以テ分担セシム其日左之如シ

庶務

書記係 公事祭典系譜図書文務帳簿

邸事係 庭内植物墓地什器山林

用度係 衣食乗馬馬車挽車要品

会計

出納係 金銀貨幣株券公債金穀田畠

營繕係 家屋建築修繕土木

このように家の事務を扱う機関を家政所と呼び庶務と会計に大別することと、さらに庶務と会計の内容を各係で分担することを規定している。

第三条では各職員の職掌を規定している。

【史料七】

第三条 役員ハ家令家扶家從員外雇家丁ヲ以テ家政ヲ整理ス故ニ職制左ノ如シ

家令 職掌

家主ヲ輔翼シ家扶以下ノ勤惰ヲ監査シ家政一般ノ事ヲ總理ス

家扶 職掌

家令ヲ扶ケ家從以下ヲ指揮シテ諸務ヲ整理ス家令事故有

ル時ハ其職務ヲ代理ス

但時機ニ因テハ倍從スルコトアル可シ

家從 職掌

令扶ノ命ヲ受ケ諸事ヲ担任シ且外出ノ倍從ヲ為スモノト

ス

雇員

内外ノ用弁且雜益ニ從事シ馭者門衛等ノコトヲ兼ヌ

家丁

これによると、家令を頂点に、家扶、家從、雇員、家丁の順で職員が位置付けられていることが分かる。家令は家政全般を指揮し、家扶は家令の補佐をするとともに分担した事務を担当する。事務の実務は家從が行い、雇員や家丁が雜務等を担当すると位置付けている。その多くの職は從来から設置されていたものであるが、職掌を明確にすることで、責任所在の明確化と家政運営の円滑化を図つたものと考えられる。

第四条、第五条は職員の服務に関する規定である。

【史料八】

第四条 役員ハ専ラ礼義ヲ正フシ賓客等ニ接スルニ聊タリトモ礼讓相缺サル様注意スヘシ

第五条 庶務会計ノ主任ハ家從ノ内是ニ任シ諸係員ノ分担ヲ勵マシム

第四条は職員の服務上の心構えについて、第五条は各主任を家從から選任し、各係の勤務を指導させる、としている。

第六条、第七条は家政の根本である収入に関する内容である。

【史料九】

第六条 年分常式ノ用途ハ第十五第五ノ兩國立銀行株券ヨリ生スル割賦金ノ歳入ヲ以テ之ニ充ヘシ両行ノ割賦金合シテ年三万七千

余円ナルヲ以テ内一万円ハ年々積金トシ二万七千円ヲ以テ諸事一般ノ用途トシ予算ヲ定テ支用スヘシ若残余アラハ積金ニ繰入予備ノ名ヲ付ス可シ

第七条 特別積金ハ國家非常ノ用途ナレハ家主ト雖トモ獨決ヲ以テ猥ニ動ス可カラス故ニ目下日本銀行株券ニ変換シ證券ヨリ生ス

ル処ノ利子收入ノ都度々々同株券亦ハ公債証書ノ如キヲ購求シ時々元株ニ組入ルヘキモノトス

第六条は家政の運営費に第十五國立銀行、第五國立銀行の株式配当を充てること、第七条は特別積金の財源として日本銀行の株券や公債を購入した、その配当を充てることを規定している。

第八条は顧問に関する規定である。

【史料十】

第八条 新ニ事業ヲ起スカ或ハ重事件アル時ハ顧問ニ意見ヲ問ヒ熟議

ノ上執行ヲ要ス可シ

但顧問員隔絶ノ地ニ在テ往復ノ暇ナク急ヲ要スル事件ハ此

限ニアラス

これによると新規事業や財務上重要な案件については、顧問の意見を聞き検討の上で、執行しなくてはならないとの規定している。但し書きで顧問が遠隔地にいて連絡が付かず緊急を要する場合は、顧問の意見聴取や検討を経ずに執行することも可能と規定している。これは顧問は旧薩摩藩出身者ではあるものの、現に政府の要職を務めている東京居住者のため、連絡がすぐ取れない場合に備えて付記されたものと考えられる。

第九条は財産の種類の規定である。

【史料十二】

第九条 当家ノ財産ハ類ヲ区分シ第一類ヨリ第三類迄ハ根基資産ト相

定メ猥ニ動ス可ラサルモノトス其類左ノ如シ

第一類 公債証書及諸株券ノ類

第二類 田畠山林并ニ不動産ノ類

第三類 第一第二類ヨリ年々生スル処ノ積金ノ類

これによると第一類が有価証券類、第二類が不動産類、第三類が第一、第二類からの利子収入である。

この背景には、華族の財産制度と関係があるものと考えられる。明治一九年に制定された華族世襲財産法は、華族の家政における財務の確立と保護を目的とした法律であった。⁽³⁾ この法律の下で華族の家に代々受け継がれる世襲財産が規定された。

第十条は臨時費の規定である。

第十条 吉凶其他臨時費トシテ年々金二千円ヲ國立銀行へ預入シ置可シ

これによると慶事や弔事に備えて、年額二千円ずつを國立銀行に預金しておることとしている。

第一条から第三条までは会計に関する規定である。

【史料十三】

第十一條 会計ノ事務ハ一家財政ノ根軸タルヲ以テ殊ニ取扱嚴重ナラ

サル可ラサル故ニ取扱ノ者ハ日々帳簿へ出入ヲ詳記シ家令ノ檢印ヲ受然ル後ニ金錢米穀ノ出納ヲ為スヘキモノトス

第十二条 每月末ニ月表二葉ヲ調製シ翌月三日限ニ現金ト照シ令扶ノ間検査ノ上証印ヲ受一葉ハ手許へ差出シ一葉ハ主任是ヲ扣

ヘ置ク可シ

第十三条 令扶ハ毎月出納ヲ検査シ異動ナキ時ハ檢印ヲ捺ス可シ万

帳簿ト現金ト差違アラハ反復精査シ其原因ニ依テハ或ハ評議

ニ附スル事アル可シ

これによると第一条では会計事務が財務の根本であるため、出納に際しては家令の検印が必要とされている。また第二条では月々の收支に対して一覧表を作成すること、第三条では家令、家扶が毎月の收支のチエックをして万一収支が合わない場合は精査の上、会議にかける場合もあるとの規定である。ここに家政における収支を徹底的に引き締めようとの、忠清の強い意志を見ることができる。

第一四条から第二一条は旅費、月給、勤務中の事故による慰労金等に関する規定、第二二条から第二三条では、会計に関する顧問の役割が規定されている。

【史料一二】

【史料一四】

第十二条 一年中ヲ二期ニ分テ六月十二月両度ニ決算表ヲ調製シ家令

検印ノ上手許及ヒ顧問ノ検閱ニ供ス可シ

第廿三条 家政所取扱上不得止事故有テ規則更正セサルヲ得サル時ハ
令扶ハ顧問員ニ稟議ノ上家主ノ裁可ヲ得テ施行スルモノト

ス

第二十二条では年二回決算表を作成し、家令が検査をして当主と顧問が確認できるようにすることを、第二十三条では事務取扱規則を改正する場合は家令等が顧間に計つた上で当主の決裁を得て施行することを規定している。ここでも顧問の役割の大きさを読み取ることができる。

第二十四条から第二十八条は出張旅費や賞与の規定、第二十九条は不正があつた場合の罰則規定である。

全体を通して分かることは忠済が家政の確立、そして安定のために、財務内容の強化が必要であるとの明確な認識を持っていたことである。その認識の下に全二十九条からなる事務取扱規則が制定されたことがわかる。

(五) 給与表の制定

家政の財務内容を強化するためには、職員の給与にも手を付けざるを得なかつた。そのため『御変革一巻』では給与表を掲げている。その内容は【表二】の通りである。

この【表二】によると、各役職には等級が設けられ、給与に差があることが分かる。史料には等級差の基準については記載がないが、勤務や経験年数により昇等があつたものと考えられる。

以上、家政改革の根幹をなす事務取扱規則の条文を検討してきた。実際の運用等については次章以降で見ることとする。

職名	単位：円							
	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
家令	80	75	70	65				
家扶	60	55	50	45				
家従	40	35	30	25	20			
医師	35	30	25	20	15	10		
雇	18	16	14	12	10	8	6	4
家丁	17	15	13	11	9	7	5	3
卒	10	8	6	5	4	3	2	
日給雇	0.2	0.18	0.16	0.14	0.12	0.1	0.08	0.06

職名	一等	二等	三等	四等	五等	備考
御側女中頭	30	25	20			
御側女中	17	14	11			
御次女中	10	8	6			
御雇女中	4	3	2	1	0.5	
御側女中	16	13	10			御姫様付
御次女中	9	7	5	3		同上

注：小数点以下は錢を示す
(出典)『御変革一巻』

四 玉里島津家と島津本家の財務内容の比較

【表三】によると三七、二八〇円余の第十五、第五兩国立銀行の割賦

金、つまり配当が収入の原資となつてゐる。これに対し支出は玉里島津家内の経常費で二二、一〇〇円余、外部への経常費が五千円弱、積立金が一万円となつてゐる。

その残金は一二四円。年間の庭方に支払う予算三百円の半分も残つてゐないという状況である。勿論、支出の中には特別積金の一円も含まれてゐるため、全く余裕がない訳ではないものの、忠済が家政充実のため財務の強化を図った背景が理解できる。

この明治二十一年頃の玉里島津家の財務状況に対して、島津本家はどう

【表三】玉里島津家の収支見積
単位：円

費目	金額
第十五国立銀行割賦金	24,035
第五国立銀行割賦金	13,248
合計	37,283

支出（家内）		支出（外部）	
費目	金額	費目	金額
当主経費	2,500	炭薪類	38
田鶴子経費	600	諸税	354
輯子経費	500	雜費	868
武良子経費	760	華族会館出金	283
膳類費	1,500	富君続金	250
交際費	2,000	於盛続金	200
光熱水費	400	日本鉄道払込金	1,856
厩方費	400	取得税	1,150
庭方費	300	合計	4,999
諸税	100		
月給	10,000	費目	金額
旅費・日当	800	積立金	10,000
諸工事費	300		
臨時費	2,000	費目	金額
合計	22,160	支出総計	37,159

(出典)『御変革一巻』

【表四】島津本家の歳入見積

費目	金額
第十五国立銀行割賦金	84403
第五国立銀行割賦金	23152
公債証書の利子	1709
豊瑞丸益金	6300
出水所有地での収納米	312.288
出水所有地での畠税金	594.752
国分所有地での収納米	733.605
国分所有地での畠税金	19.883
吉野村上之原貸地税金	34.10
吉野村七社貸地税金	23.778
旧福昌寺跡地貸地税金	15.198
合計	117,297.604

(出典)『磯御邸改訂 御家政課目』

単位：円

注：小数点以下の数字は銭厘を示す

【史料一五】

従前諸費

金十二万三千四百十一円〇七銭二厘

改訂全

全五万六千六百三十五円六十四銭九厘

差引残

金六万四千七百七十五円四十二銭二厘

の
よ
う
な
状
況
あ
つ
た
の
か
を
比
較
し
て
み
た
い。

玉里島津家資料には「磯御邸改訂 御家政課目」と題される史料が残されている。記載された年代は記載がないものの、記載の人物から推察して明治一六〇一七年頃の収支に関する資料と考えられる。^{〔1〕}

この資料によると、年間収入に当たる歳入金は【表四】のようになる。

合計金額が一一七、三〇〇円弱、そのうち一〇七、五〇〇円余が第十五国立銀行と第五国立銀行の割賦金で占められている。割合では約九一七%に昇ることから、配当の収入が大半であったことが分かる。

これに対する支出が【表五】である。この表によると、島津本家の家族や縁者^{〔5〕}の経費が年額四、八五〇円、当主家族や職員の生活に関する費用が一〇、四八一円余となっている。また学校、鉄道会社等の外部への支出金が合計二〇、四〇八円。人件費が合計二〇、九〇六円となっている。

この『磯御邸改訂 御家政課目』の末尾には以下の記載がある。

磯御邸改訂
御家政課目

写真3 『磯御邸 御家政課目』

【表五】島津本家の支出見込（明治16～17年頃） 単位：円

(1)親族に関する項目		(2)生活に関する項目		(4)人件費－表方		(5)人件費－裏方		(6)人件費－東京方		(7)人件費－光蘭院付		(8)人件費－その他			
費目	金額	費目	金額	月給	職名	人数	月給	職名	人数	月給	職名	人数	給与方法	金額	人数
神社費	100	衣類費	5,000	月給50円	家扶	2	月給30円	御側女中頭	1	月給25円	家従	1	月給25円	家従	1
墓所費	200	食費関係	1,278.88	月給45円	医師	2	月給20円	御側女中	1	月給15円	御側女中加勢	1	月給18円	御側女中	4
当主	500	光熱水費	626.44	月給25円	家従	6	月給15円	御次女中	2	月給13円	御次女中	5	月給10円	御乳持	1
清姫	250	文具費	194.73	月給18円	医師	2	月給10円	御側女中	4	月給11円	御側女中	1	月給10円	御次女中	1
充姫	250	営繕用具	1,000	月給15円	御子様相手	2	月給10円	鹿児島諸墓守	2	合計	3,456	17	於典様付		
常姫	200	庭用具	300	月給10円	磯邸門番	1	月給11円	御次女中	1	月給7円	膳所勤	3	"	"	
知姫	200	旅費	402.426	月給10円	養料	1	月給9円	御側女中	1	月給7円	膳所勤	3	於典様付		
貞姫	200	運送費	43.20	月給10円	小仕	8	月給7円	合計	3,456	月給7円	馬掛	1	月給75円	家扶	1
姫姫	200	諸税	1,335.781	月給8円	鶴嶺神社神官	1	月給65円	家従	1	月給65円	家従	1	月給25円	家従	1
和姫	200	廐費	300	月給7円	膳所勤	1	月給20円	養料	2	月給20円	雇絵師	1	月給18円	御側女中	1
光蘭院	1,200	合計	10,481.457	月給6円	出水新田掛	1	月給18円	別当	2	月給18円	門番	1	月給15円	御側女中	1
順貞院	400	(3)外部に関する項目		月給5円	別当	2	月給15円	鎌倉墓守	1	月給15円	家丁	1	月給9円	御次女中	1
善親院	250	費目	金額	月給5円	同5.333円	同5.333円	月給5円	花尾神社神官	1	月給13.33円	養料	1	月給7円	小仕	1
桃齡院	200	学校費	9,416	月給5円	国分小村新田掛	1	月給10円	医道書生	1	月給10円	医道書生	1	合計	1,188	6
晴雲院	200	鉄道会社	10,000	月給5円	月給5円	47	月給5円	墓下番	1	月給5円	墓下番	1	日給	2,392.20	32
於典	300	華族会館	992	月給5円	合計	9,771.99,6	月給2.5円	墓下番	1	月給2.5円	墓下番	1	年給	104	4
合計	4,850	合計	20,408				日給	612	7	合計	3,993.996	19	合計	2,496.20	36

島津本家の経費

内容	金額	内訳
外部支払	20408	学校費、鉄道会社払込等
家政方	36,227.649	生活の経費、人件費等
合計	56635.649	

注：小数点以下は錢厘を示す

（出典）『磯邸改訂 御家政課目』より筆者作成

さらに入件費総額では、島津本家は支出の約三七%であるが、玉里島津家は『御変革一巻』によると約二六%である。玉里島津家は職員を約三分の一削減した後でも支出の四分の一強を人件費が占める」とから、改革前は支出のかなり大きな割合を占めていたことが想定される。

五のようく定めていた。これと【表二】の玉里島津家の職員の俸給を比較してみると、玉里島津家は家令にも俸給を支給しているが、島津本家では家令は除かれていることに気付く。この背景にあるのは、本家の家令が有村国彦など第五国立銀行の頭取を兼ねていたことと関係があるものと考えられる。

島津本家の職員の俸給を【表五】のようく定めていた。これと【表二】の玉里島津家の職員の俸給を比較してみると、玉里島津家は家令にも俸給を支給しているが、島津本家では家令は除かれていることに気付く。この背景にあるのは、本家の家令が有村国彦など第五国立銀行の頭取を兼ねていたことと関係があるものと考えられる。

明治二一年の家政改革の方針は、どのように実施されたのであろうか。

つまり從前費用の内訳は不明であるが、島津本家は從来の半額近くに経費を削減することを計画していたものと見られる。

次に各費目の支出はどのようになつていていたのか、検討したい。

まず、嫁ぎ先への仕送りに当たる続料は、島津本家の負担は他家だけ

で年額二、二五〇円、島津家内で嫁した於典を含めると二、五五〇円になる。さらに光蘭院付、於典付の入件費を含めると改訂後の支出の約七%

に当たる。これに対し玉里島津家は富君と於盛の二名のみで計四五〇円

であり、支出見込の約一%強に過ぎない。薩摩藩が財政難に陥った原因の一つに、八代藩主・島津重豪が他家と積極的な婚姻を推進したことがしばしば指摘される。藩政時代は藩が続料を負担したが、明治になり藩

藩置県後は島津本家が負担することになったことが分かる。

次に『磯邸改訂 御家政課目』では、島津本家の職員の俸給を【表

五】のようく定めていた。これと【表二】の玉里島津家の職員の俸給を比較してみると、玉里島津家は家令にも俸給を支給しているが、島津本家では家令は除かれていることに気付く。この背景にあるのは、本家の

家令が有村国彦など第五国立銀行の頭取を兼ねていたことと関係があるものと考えられる。

島津本家の職員の俸給を【表五】のようく定めていた。これと【表二】の玉里島津家の職員の俸給を比較してみると、玉里島津家は家令にも俸給を支給しているが、島津本家では家令は除かれていることに気付く。この背景にあるのは、本家の

家令が有村国彦など第五国立銀行の頭取を兼ねていたことと関係があるものと考えられる。

資料数の面で見ると、玉里島津家資料における明治二〇年の会計関係資料は六件であったが、明治二一年の会計関係資料は一七件と約三倍になつた⁽¹⁾。しかし翌二二年は十件と約三割減している。二一年と二二年を比較してみると、二一年は物品買入の帳簿を係ごとに作っていたものが、二二年は用度係がまとめて作成したものとみられる。

玉里島津家資料には明治二十二年度の支出をまとめたものと思われる、『明治廿二年度 御用途金出納簿』と題された簿冊がある。支出費目毎にまとめられたものであるが、記入が年度途中で終わっている費目もあり、全体像はつかむことはできない。しかし費目によつては丁寧に記入がなされ、年間を通しての支出の動向が分かる項目もある。そこで、判明する費目に限つて『御変革一巻』の予算との比較をしてみたい。

【表六】によると、当主経費や交際費はかなり支出を抑えることに成功している。それに対して諸税、工事費は大幅な超過になつていている。また忠濟夫人・田鶴子とその妹・輯子の経費は予算と同額が支出されている。その記入方法は田鶴子は一二ヶ月で分割した五〇円ずつの払い出し、輯子は半年分ずつまとめての払い出しとなつていて。これは当主経費が一品ずつ銭厘の額まで細かく記載されていたことと、対照的である。



写真4 『御用途金出納簿』

【表六】明治22年度の予算と支出 単位：円

費目	当主経費	田鶴子経費	輯子経費	武良子経費	膳類	交際費	光熱水費
予算	2500	600	500	760	1500	2000	400
出納簿	432	600	500	715	758	653	274
差引	2068	0	0	45	742	1347	126
費目	厩方費	庭方費	諸税	月給	旅費	工事費	
予算	400	300	100	10000	800	300	
出納簿	112	98	1260	5759	455	1596	
差引	288	202	-1160	4241	345	-1296	

（出典）『御変革一巻』『明治廿二年度 御用途金出納簿』より筆者作成
注：円未満の金額は切り捨てている。

このことから、玉里島津家の家族の中でも、経費節減に対する温度差があつたことを垣間見ることができる。

玉里島津家は明治三三年一月に一家を挙げて東京へ移住する。その理由は玉里島津家の日誌等を見ても記載されておらず、現在のところ不明である。しかし東京移住の理由には、次の三点が考えられる。

（1） 東京と鹿児島での二重生活を解消することで、経済的な負担を軽減するため。

（2） 島津本家の東京移住に歩調を合わせるため。

（3） 顧問や相談役との意思の疎通を図りやすくするため。

（1）については、『年譜』から忠濟の行動が比較的細かく記載されている明治二三年の移動を拾うと、次のようになる。

四月 三日	東京発	四月 八日	鹿児島着
一月 二七日	鹿児島発	二月 二日	東京着
一一月 一日	鹿児島発	一一月 八日	東京着
一一月 二二日	東京発	一一月 二七日	鹿児島着

この行動から一年の約三分の一を東京で過ごしていることが分かる。

一方で家族は鹿児島での生活を続いているため、いわゆる藩政時代の参勤交代と同じような負担があつたことになる。当主就任当初に家政改革を志した忠濟が、経費節減の観点で東京移住を考えたことが考えられる。⁽¹⁾

(2)については、明治三十年に本家の忠義が没し、後継の忠重は翌年東京に移住した。「事務取扱規則」前文のように、玉里島津家は本家を尊重する傾向があつたため、歩調を合わせた可能性が考えられる。

(3)については、明治三十年に相談役を河島、園田に委嘱している。その職務上、河島は東京、園田は北海道にいることが多いため、家政運営上、彼らとの意思の疎通を図るために自らが移住することを選択したことが考えられる。

以上、明治三三年の東京移住の考え方の可能性を挙げた。この玉里島津家の東京移住の理由については、今後の検討課題としたい。

最後に、島津忠濟の繼承直後に行われた家政改革について、島津本家の改革と比較しつつ見てきた。顧問制度の創設、財務状態の改善などをめざした忠濟の改革は、華族制度の創設（明治一七年）、華族世襲財産法（明治一九年）など、政府の華族制度の確立と軌を一にしていたものと考えられる。

折しも本年（二〇一二年）は大正改元から百年に当たる。比較・検討できる資料は限られるものの、日誌等をさらに深く分析し、明治から大正期にかけての玉里島津家の家政の実態を明らかにすることは、今後の課題としたい。

註

(1) 当館が保管している玉里島津家資料の中には、簿冊類も含まれている。簿冊の表紙には「玉里島津家」の表記とともに、「分家島津家」の表記も見られる。簿冊の表紙は後の時代に整理して綴じたと思われるものもあるため、表記だけでは断定できない。

重富島津家から本家に復帰した久光は鹿児島城二ノ丸に居住し、その居住は明治十年の西南戦争まで続いた。西南戦争により二ノ丸（山下邸）が焼失すると、戦争中の避難先であつた桜島から指宿の二月田温泉邸へ移住し、ここで同じく西南戦争で焼失した玉里邸への移住を決め、再建の造作を始めた。そのため明治十一年十一月の玉里邸への移転以降に「玉里島津家」の名称が始まつたものと考えられる。

久光が興した「玉里島津家」の名称は当初から用いられたものではなかつたようである。

(2) 『島津氏正統系図』（島津家史料刊行会、昭和六〇年）によると、久光には男子八名の内、六名の成長した男子がいた。長男忠義は齊彬の娘婿として本家を継ぎ、二男久治は宮之城島津家を、四男珍彦は重富島津家を、五男忠欽は今和泉島津家を継いだ。六男忠経は初名悦之助、のち久封と名乗り、明治十一年の久光の玉里邸移住と行動をともにした。明治十三年に従五位に叙され、忠経と改名したが、明治十四年に病没した。その後、久光はしばらく世子を立てず、明治十七年になつてようやく七男久済を世子とした。これに伴い、久済は当主の通字の「忠」を用いて忠済と改名した。

(3) 玉里島津家資料の『島津忠濟改名願』によると、宮内卿代理吉井友実宛で

鹿児島県士族ノ内、姓名同字相用候者有之、異称ニテ未タ幼少ノ者ニハ候得共、家事上ニ於テ都合ノ儀モ有之、宗家ノ通字相用忠済ト改名仕度、此段特別ノ御詮議ヲ以テ御聞届之程奉願候也。

としており、同姓同名の者がいて不都合があるため、自分が忠済と改名したいとの願いである。

これは兄忠経の場合も同様で、玉里島津家資料の『忠経様御略歴』では、明治十三年八月十八日に従五位に叙されている。その後同年九月廿七日に以下の記述がある。

久封ノ名ハ鹿児島県士族島津久芳ト同音ニシテ往々錯誤ヲ生ズルニ依リ忠経ト改名センコトヲ徳大寺宮内卿ニ出願ス翌廿八日之ヲ許サル

ル

久封は玉里島津家の世子となり従五位に叙されたことで、忠経と改名をした。これと同様に久済は世子となつたことで忠済と改名したものと見られる。

(4) 当館では玉里島津家から昭和四七年以来、一万数千点に上る資料の寄託を受けている。その中には幕末維新期の古文書から、食器等の近代の生活用具まで様々な資料が含まれている。このうち幕末維新期を中心とした古文書は『鹿児島県史料』の「玉里島津家史料」全十巻として刊行している。

玉里島津家資料は平成十七年までに数度に分けて寄託されている。

簿冊類は平成になつて寄託を受けており、玉里邸の日誌の他、玉里邸と東京三年町邸などとの連絡の記録等も残されている。しかしながら寄託を受けている簿冊類の中には欠けている年もあるため、年代順に系統的な分析をすることは難しい状況にある。

(5) 顧問制度については、吉満庄司「プリンス・オブ・ウエールズの鹿児島来訪」（『黎明館調査研究報告 第一四集』、平成二三年）で

は、明治一七年から同二三年まで、松方正義が財務面での改革のため、島津本家の顧問になつていていたことが指摘されている。その後、島津本家では忠義から忠重への代替わりに際し、当時十一歳であつた忠重を補佐するため、改めて顧問が設置された。本家の顧問制度については『しらゆき』（島津出版会、昭和五三年）、松尾千歳「明治十六年御家政御改革見込書について」（『尚古集成館紀要』第六号、一九九三年）、寺尾美保「島津家と第十五国立銀行休業問題に関する考察」（同、第七号、一九九四年）を参照。

(6) 『年譜』によると、松方と川村は家政改革も一定の目処が付いたとして、明治二三年九月四日付で顧問を退任している。

ちなみに『年譜』には見られないが、註(19)のように明治三二年の玉里島津家の日誌には相談役として河島、園田の他に、松方正義と有村国彦の名前が挙げられている。

(7) 玉里島津家資料の『明治三二年 日誌』によると、北海道炭坑鉄道会社の株式が下落しているため売却することを視野に、玉里島津家が園田へ意見を問い合わせている。これに対し園田が「今売却しても損害を被るため、しばらく見合せた方が良い」と意見したことが記載されている。

(8) 家令の椎原國幹（一八二〇—一八九九年）は西郷隆盛の母の弟であり、西南戦争の際は西郷軍に従軍している。戦後服役の後、明治十四年には公立鹿児島学校の校長に就任した人物でもあつた。

(9) 島津本家の家範については前出『しらゆき』等にも掲載されてい

る。その末尾には「明治二十一年」とのみ書かれ、制定された月日は明らかになつてない。しかし『御変革一卷』に本家で家憲を設定するまでの措置との記述から、少なくとも同年九月までは家範は制定されていなかつたものと考えられる。

(10) 島津家でも高貴な人物の名を直接呼ばず、「○印」と呼んだ。玉里島津家資料では田鶴子を「長印」(のち「康印」)、轄子を「桐印」と記している。轄子は公家竹内家の出身、忠濟夫人・田鶴子の妹で、久光の養女になつていた。一時は加治木島津家に嫁したものの離別し、再び玉里島津家で生活していた。のちに真田幸民の夫人となつた。

(11) 『御変革一卷』の規則表題では「事務仮規則」と表記しているが、その他の箇所では「事務取扱規則」と表記されているため、ここでは後者で表記を統一した。

(12) 第十五国立銀行は明治十年設立。岩倉具視の提唱で、秩禄処分で華族に給付された金録公債を集めて設立された。そのため「華族銀行」と呼ばれることがあつた。第五国立銀行は島津家を中心に明治六年に設立。本店は大阪に置き、のち明治三十一年に浪速銀行と合併。

(13) 華族世襲財産の特徴は、華族が自己の財産の中から宮内大臣に届け出て華族世襲財産に設定されると、当主が勝手に売却できない代わりに、債権者が差し押さえることができない点にあつた。

ただし華族世襲財産法では第一類が田畠、宅地、山林などの不動産、第二類が政府発行の公債、銀行・会社の株券、第三類が家屋、庭園、図書、家宝などとしており玉里島津家の設定とは異なつていて。華族世襲財産法については後藤靖「華族世襲財産の設定状況について」

(14) 支出細目の中に「和姫様 金三百円」の記載がある。『島津氏正統系図』によると、和姫は島津本家当主忠義の娘で明治十四年生まれ、十七年に没している。明治十八年生まれの正姫の名前はこの『磯御邸改訂 御家政課目』に見えないため、明治十七年以前に作成された資料と考えられる。また前出註(5)の松尾論文によると「御家政改革見込書」は同十五年の作成で、同十六年に死去する天璋院への支出も記載している。そのため『御家政科目』は十六～十七年の間に作られたと考えられる。

(15) 島津本家の親族に対する支出である「御定式之部」に記載される人名については、御前様は当主夫人棲子、清姫から和姫までは忠義の娘である。光蘭院以下の人物は島津家から嫁した女性である。

光蘭院（一八四五～一九二〇年）：久光養女。近衛忠房夫人

順貞院（一八一五～九一年）：齊興長女。本多康融夫人

善親院（一八一四～八五年）：重豪八女。戸田氏正夫人

桃齡院（一八一七～九一年）：重豪十女。戸沢正令夫人

晴雲院（一八二〇～一九〇三年）：齊宣一四女。有馬頼永夫人

於典（一八五二～一九〇三年）：齊彬四女。島津珍彦夫人

ちなみに忠義の側室であった寿満は年給支給者の中に位置付けられたりに、債権者が差し押さえることができない点にあつた。

ただしある華族世襲財産法では第一類が田畠、宅地、山林などの不動産、第二類が政府発行の公債、銀行・会社の株券、第三類が家屋、庭園、図書、家宝などとしており玉里島津家の設定とは異なつていて。華族世襲財産法については後藤靖「華族世襲財産の設定状況について」

（『立命館経済学』第三七巻、一九八八年）参照。

(17) 玉里島津家資料に含まれる会計関係資料としては、金錢出納簿、

特別御積金台帳、物品買入御免印帳などがある。

(18) 但し、先に述べたように玉里島津家に関する帳簿の中には欠落しているものもあると見られるため、実際の資料数は増えていた可能性がある。

(19) 東京移住直前の『明治廿二年度中 往復綴 乙号』によると次の記述がある。

第三十七号

御沙汰ヲ領シ御相談役諸氏へ及相談候間夫々御回送至急認諾相成候
様御取計被下度此段及御照会及候也

明治三十二年十月十八日

玉里島津家

柏彌彦

平岡之隆殿

(別紙)

本年一月ヨリ十二月迄一年間鹿児島東京本邸ノ御家政ハ三十二年度経

常費予算決定額ニ由リヌ鹿児島田畠山林経常費ニ於テモ該予算決定額ニ

由リ施行致候處各々茲ニ不足ヲ告ル費目モ有之実際追加予算案ヲ提出サ

セルヲ得サル場合ニ立到候抑當御邸ニ於テ年度経費予算ヲ立案シ之ニ由

テ実地施行致候儀ハ噶矢ノ事ニ屬シ且ツ不経験ノ業ニ有之候處各費目中

已ニ不足ヲ告クルモノモ有之執務上差支相生シ候ニ付」の箇所である。

これを記述の通り理解すると、明治三二年になつて初めて玉里島津家は

正式な当初予算を立てたものの、実際には予算内に支出が抑えられない、
ということになる。ここで「噶矢ノ事」とするのは、明治二一年の家政
改革から三二年までの間に正式な当初予算が作成されてこなかつたのか、
或いはこの間に当初予算の作成方法について何らかの変更がなされて以
後、最初の予算作成を指すのか、不明である。明治二一年の家政改革か
ら三二年までの間に正式な当初予算が作成されなかつたのかについては、
今後の検討課題としたい。

ともかく、明治三二年の日誌からも、玉里島津家は家政運営上の経費
を削減する必要に迫られていたことが分かる。

候次第二有之事後御承認ヲ請フハ穩當ヲ欠キ候得共事情如是不得止茲ニ
御垂諾相仰キ度候條至急御承認被成下度此段及御相談候也

明治三十二年十月十八日

玉里島津家

会計主任 柏彌彦

御相談役

伯爵松方正義殿

河島 醇殿

園田実徳殿

有村国彦殿

